

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会 第2回阪南水道事業料金検討部会（概要）

開催日時：令和7年5月14日（水）9：15～11：00

場所：尾崎公民館

出席委員：鍬田部会長、川原委員、森下委員、木村委員、石本委員

1 議事

（1）水道料金の検討について

2 議事概要

（1）水道料金の検討について

事務局から、水道料金の検討について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

1. 収入の見通し（水需要等の見通し）、支出の見通し（施設整備計画（投資計画））、経営改善の取組みについて

【委員】

資材価格や労務費等の高騰により事業費（工事費用）が上昇し、現行計画（大阪広域水道企業団将来ビジョン、大阪広域水道企業団経営戦略 2020-2029）における管路の耐震管率等の目標を達成するための事業量を確保できないとの説明があった。現行計画の事業費の範囲内で工事を行うと、基幹管路の更新率が5年平均で年1.4%、重要給水施設管路の更新率が年0.9%と1%を切る（資料1・13ページ・ケース1）。

最近、全国的に管路の老朽化に伴う漏水が生じている。管路の更新が計画通りに進んだとしても絶対大丈夫だと言い切れるものではないが、現行計画の目標は経済的な状況や市民負担などを考慮しつつ、その中で可能な限りの高い水準を目指して設定された値と理解しており、ケース1ではその目標を大きく下回る状況になることを危惧する。

【事務局】

企業団では令和5年度に策定した現行計画に基づき更新、耐震化を進めているが、料金改定の検討に当たり、事業費を点検したところ、現行計画の目標を達成しようとするればケース2で示すとおり、ケース1に比べて事業費を約16億円上乘せしなければならない。料金改定の検討に当たっては、施設整備と使用者負担の両面で見なければならぬので、まずは今回の料金算定期間の5年間で、着実に更新を進めていくことと合わせて使用者負担に着目した形で、ケース1をお示しした。

ケース2と比べてケース1では更新が進まず漏水などのリスクは上がるが、限られた財源の中でも優先度を決めて工事を実施し、リスクを低減していきたい。

【委員】

資材価格、労務費等の高騰以外に見込んでいなかった要因はないか。

【事務局】

事務所と配水池間で通信を行うアナログ回線のサービス終了によるデジタル回線への移行対応があるが、想定外の大きな要因はない。

【部会長】

阪南水道事業の基幹管路の耐震管率 5%（令和 5 年度）は他団体と比べて非常に低い。これまで管路の更新、耐震化を実施してこなかったという現状があると思う。

今後の施設整備計画の案は給水収益 8 億円に対して、投資が 5 年平均でケース 1 では 5 億円、ケース 2 では 8 億円となっている。

ケース 2 は現行計画の目標を達成する事業量を確保するということであるが、収入と投資が釣り合っていない感じを受けた。ケース 1 は収入に対して投資が約 6 割程度と考えれば、それくらいが良いのかなと思った。

基幹管路の更新率は両ケースとも 1%を超えているので良い値と思うが、これまで更新を実施していなかったのに、今後 1%を超える事業量を実施できるのかという懸念もある。

【事務局】

施設整備に当たっては、事業費のすべてを料金収入で賄うものではなく、国交付金や企業債も財源としている。今回の料金算定期間は令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間としており、企業団との統合後 10 年間交付される国交付金を活用できる期間を含むため、事業量にボリュームがある。企業団と統合する前に年間 5 億円から 6 億円規模の事業実績があり、毎年度の体制や財政力の問題はあるが、必要な時期にこの規模の事業量を実施することは可能と考えている。

【委員】

現行計画の策定時に見込んでいた給水人口や給水収益の減少が、予測を上回ったという理解で良いか。

【事務局】

予測は若干の上下はあるが、大きな差は生じていないと考えている。

現行計画策定後、予想を超えた物価上昇等があり事業費に影響を与えている。

【委員】

ケース 1 の事業費を維持するのか。ケース 2 の事業費を増額して事業量を維持するのか。物価上昇は年々変わるので、想定し難い点は理解できる。今後も全く想定されていなかった事態が起こることも考えられる。経営上、事業量は少ないが事業費をある程度固定した方が事業を確実に進めやすいと思う一方で、事業費を増額して事業量を維持した方が良いという意見もあると思う。委員の皆様の意見はどうか。

【委員】

安心、安全の面からいくと、事業費を増額して更新、耐震化を進めていくことが望ましいことは理解できる。しかし、できるだけ安心できる水を安い価格でというのが市民の希望だと思う。

一定の安全を確保し、緊急時に対応できる体制は維持しておいて、給水原価に対して供給単価が低いという現状を改善するため、できるだけ市民負担を抑えた形で進めていくことが、市民側からすれば良いのではないかと思う。

また、他の地域からきた市民の中には、「阪南市域は長い間、水道料金が上げられていないが理由があるのか。」といったことを言われる人もいた。これまで水道料金の値上げがないことを不思議に思っておられる市民もいると思う。

【委員】

今の時代、物価上昇は市民も把握されている。水道料金が上がることについても、想定されている市民はいると思う。市民は水道料金の値上げで、企業団が何をしてくれるのかという期待を持つと思う。市町村が集まって施設を一つにして、維持管理費を抑えるなど、どんな努力をしているのかということや施設のレベルをここまで上げなければならないということの説明があれば、市民は納得するのではないかと思う。

【部会長】

今後、企業団は何をしていくのかを見える化して、市民に伝えていく必要があると思う。

【委員】

事務局の説明を聞いて納得できたことは事実。市民に現状を知ってもらうためには、わかりやすい説明とあわせて将来のビジョンを提案いただければと思う。

【部会長】

事業費や事業量をどのように考えれば良いのか、この後の財政収支の見通しの説明を聞いて、再度議論したい。

2. 財政収支の見通し（現行料金の場合）、必要な料金収入の検討、加入金について

【部会長】

本日は料金収入が全体としてどれくらい必要であるかを決めて、次回以降の部会でその中で誰が、使用水量に応じて、どの程度負担するか具体的な水道料金の議論していきたい。

資料では供給単価の増加率について、ケース 1 で 13.6%、ケース 2 で 21.3%が示されているが、市民全員の水道料金が均一にそれだけ上がるわけではないことを踏まえてご意見をいただきたい。

【委員】

国交付金は事業費に応じて交付される。国交付金は企業債と違い返還する必要がなく、そのまま活用できる財源となる。ケース 1 はケース 2 と比べて、国交付金が 4 億円活用できない。事業費は全てが市民の負担となるものではなく、ケース 2 はケース 1 より 4 億円多い交付金が活用されて、それぞれの改定率になっていることを理解して検討すべき。

【事務局】

委員の指摘のとおり、国交付金を活用した後の差である。なお、国交付金は事業費の 1/3 が補助され、事業費が増加すればするほど交付金も増加するが、あわせて残りの 2/3 は阪南水道事業の料金収入で賄うため、市民負担の増加にもつながる。

【部会長】

国交付金ありがたい制度ではあるが、全額補助ではなく、水道事業体も持ち出さないといけない。それができないから、国交付金を使えないという声を聞いたことがある。

【委員】

企業債を毎年返済しているのに、企業債残高が毎年増加しているのはなぜか。

【事務局】

毎年企業債の借入も行っており、それが償還額を上回っているためである。

【委員】

企業債残高対給水収益比率について、ケース 1 は令和 12 年度で 305%、ケース 2 は 406%となっている。将来世代につけを残さない観点からケース 1 が健全だと考える。

収益的収支について、ケース 1、ケース 2 とともに令和 8 年度には料金改定により収入は増えるが、令和 12 年度には収入と支出が均衡する。

また、国交付金の交付がある令和 10 年度までにできるだけ事業を実施して、令和 11 年度以降は規模を縮小するという考え方もあると思うが、業務運営の観点ではできれば、更新は平準化して考えるべきであろう。国交付金は有効に活用していくべきだが、一方で、事業を実施すればするほど企業債残高の増加につながることも考慮すべきである。

令和 12 年度までは収支を黒字化し、かつ企業債残高をできるだけ増やさない、財政の健全性の観点からは、ケース 1 の案の方が適切であると考えます。

【委員】

国交付金をより多く活用する方が良いと考える。令和 10 年度までは国交付金が活用できるので、その間はできるだけ更新を進めたほうが良い。本日、示されている案は、ケース 1 とケース 2 であるが、その間の事業費を見込むという選択肢もあるのではないかと。確かにケース 2 の 21.3% の増加率は市民負担が大きいとは思いますが、みすみす国交付金を活用できなくなってしまうのは、将来世代への負担という観点からどうなのかと思う。

【部会長】

料金算定期間内に国交付金の期限が来るため、活用できるものは活用しようというご意見かと思う。ケース 1 とケース 2 の折衷案はないのかという意見だと思うが、事務局はどの程度まで示すことが可能か。

【事務局】

単純計算だが水道料金で説明すると 1 か月当たりの水道使用量が 20 m³ の場合、ケース 1 の場合は、供給単価が 25 円増えるので 25 円×20 m³ で 500 円の増。ケース 2 の場合は供給単価が 39 円増えるので 39 円×20 m³ で 780 円の増となる。ケース 1 とケース 2 の間をとるならば、1 か月当たり 640 円の増となる。

【部会長】

どちらのケースも令和 12 年度に収支均衡し、令和 12 年度以降も値上げが想定される。一度に値上げをするよりは、少しずつ値上げしていくほうが良いのではないかと。

【委員】

値上げすることについて、理解される市民もいると思うが、一方で生活に困窮されている市民もいる。目に見えて大きな負担というのは避けなければならない。段階的に値上げするのが良いと思う。

【委員】

料金を算定する期間や事業費、事業量、必要な料金について、総合的に見てバランスの取れた計画を立てて、値上げをして欲しい。

【部会長】

パーセントを見れば大きいかもしれないが、金額で見るとケース 1 では 500 円増加、ケース 2 では 780 円増加。その負担が大きいのか小さいのかというところはあるかと思うが、あくまでケース 1、ケース 2 のどちらかを選択すべきなのか。

【事務局】

ケース 1 を最低限必要な案として作成した。本日のご意見も踏まえて、ケース 1 を標準に改めて国交付金を活用できる期間で工事を追加できる要素があるのか。その場合の事業量や必要な料金はどれくらいなのかをお示しできるか検討したい。

【部会長】

部会としては、事務局にはケース 1 をベースに次回の資料作成をお願いするが、改めて事務局の説明を受けた上で、具体的な水道料金の議論をしていくということで良いか。

【全委員】

異議なし。

【部会長】

事務局には資料の作成をよろしくお願いします。